農林水産省　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
7	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地）	地方公共団体が申請する保安林解除等や国有林の貸付申請等に伴う、用地測量の簡素化	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は実則、開発測量により実施されているが、国有林については、GISまたはGPSを利用した測量技術も進んでいることから、実則ではなく、簡易測量への認知等を求める。	・保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実施されているが、実行により「は意見による」が1件不明なら開発地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高精度測量費の負担が生じている。 ・保安林の解除については、どの範囲から解除されるか是非があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除に不備は子入は2の段階で、申請者に実則による測量までのものは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した簡易測量も多少し、少しい使用と時間での簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 ・国有林等の貸付の際は、実所によっては、有限貸付もあるが、地方公共団体にあっては今のほとんどが無償貸付となっている実所が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、原則面、位置図があれば十分ではないか。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとして、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、期間14条ではただし、自林管理審査の承認を受けた場合には、見別図もって位置図及び実測図にそえることができるとなっているが、承認事由が明示されず、様式上も法付書類として実測図が求められている。 ・登山道や遊歩道あっては、長年の地形の変化や区間等により、当初貸付を受けた地点から実際貸すれた場所を使っている実情も多くある。そういった面所について与当所、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それも修正ができない事業がある。 ※GPS測量においては、実測に比べ誤差が生じやすいが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補完技術も進んでいる。	・地方公共団体における財政投資の削減、行財政の効率化が図れる。 ・貸付費用が無償であれば、厳密な貸付面積の求積も必要ないと思われる。	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の指定、解除の取り扱について ・国有林野の管理経営に関する法体施行規則	農林水産省	砂高市		福島県、飯舘市、穂高市	○土砂災害の増加に伴い、森林整備事業の必要性も増加していると、保安林に係る手続きの簡略化により、保安林を所有の一つとする森林整備事業の促進に効果があると考えるため。 ○国有林野貸付申請等においては、事業遂行が困難な公間部や見通しが悪い区域が多く、指示された現地測量による測量結果が重要であり、国有林は思地を所に場合は測量方法により所見などけたはなら場合があ。このため、GISやGPSを活用した測量方式で国有林野の用地測量が可能であれば、申請事務期間の短縮や行政の効率化が図られる。 ○国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施されているが、登山道や遊歩道などに域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、申請者に実測による測量を求めるのは負担が非常に大きく、高額な測量費用の負担が生じている。GISやGPSを利用した測量技術も進歩しており、他の管轄ではGPS測量が認められている事例あるこころから、少しい使用と時間での簡易測量も可能とする緩和措置等を求める。	1　保安林について 保安林は、森林法に基づき、水源涵養や災害防備などの公共の福祉の増進を目的として、開発行為や森林の施業について、一定の制限をかけ、公益的機能の発揮を図っている森林であり、森林所有者等の財産権の制限を伴うものである。その区域・境界は、行政関係など保安林制度の運用、さらには直近行為が多いか場合の事業認定の基礎をなすものであるため、測量成果については、現地において区域・境界を特定及び復元できるものでなければならない。 「簡易」とは、簡易測量（ポイント方法で為るのか等が明らかではなく、結局を伴う保安林の指定の時期に伴う区域・境界については、現地で明確に示されることがしばしばそのため、時間を要する。 なお、期間14条ではただし、自林管理審査の承認を受けた場合には、見別図もって位置図及び実測図にそえることができるとなっているが、実認事由が明示されず、様式上も法付書類として実測図が求められている。 2　国有林の貸付について 貸付けの申請に必要な位置図、実測図は、その貸付けが有償であるか無償であるかを問わず、貸付申請に係る土地の位置、形状、面積が明確に示されていることが、国有財産の適切な管理や貸付者、借受者双方の権利関係を明確にすることから重要であり、現地において貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元されることが必要である。 「簡易」とは、簡易測量（ポイント方法で為るのか等が明らかではない。貸付に係る区域・境界は、現地で明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それも修正したほうがよいのではないか。 ※「実測」とは、簡易測量（ポイント方法で為るのか等が明らかではない。貸付に係る区域・境界は、現地で明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それも修正したほうがよいのではないか。 ※「実測」によらない簡易測量については、GIS、GPSを用いた上での地図測量とし、貸付箇所の登録等が完了したところで、見取り図、地図に基づき「非登録林管理審査の現地立会いにより、最終確認を行う形でよいのではと考える。	1)貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見別図、位置図があれば十分ではないか。 2)保安林内の遊歩道や登山道などを偶発物の設置を伴わない貸付に関しては、面積も広大となるとともに、危険箇所等も伴うことから、実測での測量は困難な場合のケースがほとんんで ある。ゆえに、GISを用いた地図測量を基本とし、現地の境界立会い、境界杭の設置等について省略する形が妥当と考える。 3)遊歩道や登山道の実測などと公表道路等や林の設置等による伐採や間伐等を多くし、保安林へのダメージが多くなる。実測ではかえってもっとダメージも発生される。 4)現在の貸付等に関しては、測量技術が確立されるまでの案件もあく、長い年数を経る中で、自然災害などによりルートの変更を余儀なくされているものがあるが、その ほとんどが、財政的な事認等で そのままの運用になっているケースがあるこっている。人件費等で実際に測量費用の節ゃ必実施がなくなることで、それらが解消され、適正管理が進むものと思われる。 5)提案1-8をでは ただし、森林管理審査の承認を受けた場合には、見別図もって位置図及び実測図にそえることができるとなっているが、実認事由が明示されず、様式上も法付書類として実測図が求められている。様式上も法付書類として実測図が求められている。現地の実測点を見取図で示すことにより、貸付に係る区域・境界が明確に特定及び復元出来る場合などに限るのであれば、それも修正したほうがよいのではないか。 6)「実測によらない簡易測量」については、GIS、GPSを用いた上での地図測量とし、貸付箇所の登録等が完了したところで、見取り図、地図に基づき「非登録林管理審査の現地立会いにより、最終確認を行う形でよいのではと考える。	–
8	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業等の義務付けの撤廃を求める	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業等の義務付けの撤廃を求める。 【提案の背景】 「社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時とはべて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない状況である。 「本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が継承されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の仕事を行った事例は無く「兵庫県農業共済組計年報」より、市としては家畜共済が必要ではない状況である。 【具体的な支障事例】 共済の需要がないも関わらず「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならず、農業共済関係法令の改正がある毎に関係例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化（1県1組合化）により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	1）自治体が、地域の実態に応じた共済制度の設置を選択できるようになることで、地域に真に必要な家畜の選定な畜産の保護に注力できるようになる。 2）職員の事務負担軽減を図ることが出来る。	農業災害補償法第85条の7	農林水産省	伊丹市		–	–		農業災害補償制度については、収入保険制度の検討に伴せて見直しを行い、必要な法制上の措置を講じることとしているところ、共済事業を行う市町村において指摘のような問題があることも踏まかるものとして、本件については、農業災害補償制度の全体の見直しの中で、問題を解消できるよう検討を進めて参りたい。	今回の提案により、本件が共済事業を行う市町村における問題点の一つであると認識していただいたことは一定の成果であると考える。 今後は、農業災害補償制度の全体的な見直しおよび法制上の措置により、支障事例の早期解消に向けた対応をご検討いただきたい。 併せて、可能であれば今後の見直しに向けた具体的なスケジュール案等もお示しいただきたい。	–
24	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業共済保険審査会の必置義務の見直し。	農業災害補償法（以下「法」という。）第140条の2の規定により存置されている都道府県農業共済保険審査会（以下「審査会」という。）について、審査事案が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必置義務を見直して欲しい。	【提案の背景】 ・本県においては、昨年県内への農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。 ・のちため、法第139条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し、調査を諮問することはなくなった。 また、法第140条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険委合（共済委員）に係る報告と連合会の負担割合について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、参合は報告・連合会の負担を持て同率・調整さで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。 なお、連合会解散後は通常責任保険委合を定める必要はない。 【具体的な支障事例】 ・都道府県農業共済保険審査会設置条例の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が知と見込まれないにも拘らず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるほか、委員からは開催の目的がない事議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。	審査会に係る事務の負担軽減により本来業務の効率化が図れる。	農業災害補償法第139条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農林水産省	石川県		群馬県、埼玉県、福井県、静岡県、京都府、香川県	○　本県では昭和61年2月以降、開催実績はなく、平成18年9月に審査会の石巻を見直し、非常設の審査会とし、審査案件が発生したときに委員を委嘱することとしている。平成18年9月以降、開催実績がなく、委員の委嘱もしていない。 ○　本県においては、平成22年4月から農業共済組合が1組合化しており、法第139条の規定による審査をけうことがなかったが、また、昭和61年以降、農業共済保険審査会の開催実績はなく状況である。各年開催実績がなく、今後の開催も始と見込まれないことから、必要義務の見直しが必要と考える。 ○　本県も平成26年度に4つの農業共済組合が連合会を合併し、1体型組合化したことから、法第139条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し調査諮問することはなくなった。また、法第140条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、共済事業の要望等、国から示されている作成要領に基づき、都例に従って機械的に算定する場合は、審査会への諮問・開申手続きを経ないことはたため、平成19年度以降開催実績はなく、現在、同審査会は「休止」扱いで、役員への委嘱は行わず、諮問事項が生じた場合に、その都度委員の委嘱（任命）を行って開催することとしている。 ○　本県では、本年度1組合化することが予定されているこから、農業共済組合連合会が解散となる。そのため、昭和61年以降以降、法第139条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し調査諮問することはなくなるとも考えられる。また、法第140条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、開催は見と見込まない状況である。（昭和61年以降開催の実績はない。）以上より、当該審査会の必置義務の見直しが必要と考える。 ○　本県は、平成19年に1組合化して連合会を解散したため設ず起こることは事業上なくなったほか、知事の諮問に応じた調査審議も過去にけったことがなく、審査会を常設する必要性は非常に低い、必置義務の見直しにより、行政運営の効率化が図られる。 ○　本県においても、農業共済組合は県内唯一の組合となっており、法第139条の規定による諮問はない状況である。また、法第140条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、昭和36年度以降、長期にわたり開催していない状況である。都道府県農業共済保険審査会規程第6条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う委嘱替えの際、審査会の開催が知と見込まれないにも拘らず委員に就任していただく必要がある。	○本県においても、県との事前協議、事案の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、市に対しては人員が不足するや、資料作成に相当な時間を要している。手続き事務に忙殺され、地域の農業者の意見を聞いたり、ニーズを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業振興のための基本的な業務の遂行に支障をきたしている。 ○国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付している。事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	○強い農業づくり交付金については、事業の採択権を都道府県に委ねる等、地方自治体の裁量性を高めている。 ○これに伴い地方自治体に事務が発生しているが、事業の実施に必要な事務費については、事業費は別途交付可能としており、市町村も都道府県を通じて事務費の交付を受けられる仕組みとしている。 ○本事業は農業産物の産地の収益力強化に向けた取組を支援するものであり、当該産地の所在する市町村の関与が事業の効果的な実施には不可欠となっているため、当事えしては、引き続き、現行どおり、市町村経由事務を維持したとて、市町村にも一定の役割を担っていただきたいと考えている。	今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を望むものではないし、むしろ、事務費交付となると、そのための事務が更に発生することになり、農林水産省、都道府県にも市町村同様に、事務の負担をかけないよう事務負担の軽減が進められる。 また、現状として、各市町村の農業振興の現場においては、経由事務の有無に関係なく、農業協同組合（以下「JA」という。）や県の担当者と日頃から密接な関係ができている。また、経由事務を通しての関与ではなく、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今以上に、現場において地域の農業者と密接を交わす時間を持つことの方が、市町村は都道府県や事業主体であるJAと関係がに関与できるため、事業の効果的な実施にもつながると考える。また、個人経営の農業者はともかく、JAや農地所有適格法人などの農業法人が事業実施主体の場合、市町村を経由しない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA香川県は、県内の単協が統廃合された組織であり、市町村の区域よりも規模が大きい。今後は、益々このような広域的な組織が必要となってくると思われる。時代の流れに即し、農業に制度の変更を検討いただきたい。	–
13	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	「強い農業づくり交付金」の市町村経由事務の廃止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の（1）に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。また、農業時期が市町村の予算編成時期と合わず、要望で予算編成しなければならない。このため、機動となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、農政局や都道府県との事前協議、事案の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村には人員が不足するや、資料作成に相当な時間を要しているが、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	「強い農業づくり交付金実施要綱」第4の1の（1）に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由しないため効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、豊川県においては、団体の活動範囲が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接的な事業遂行が可能となる。 ・見直しにより、市町村は、関係機関間と、密接に連携をはかることで指導管理体制を確保するとともに、これまでにない地域の担い手育成等、本来の目的である地域の農業振興に集中することができる。	事業実施主体が、農業協同組合や農地所有適格法人などの場合、市町村を経由しないため効率的で迅速な事業遂行が可能となる。特に、豊川県においては、団体の活動範囲が市町村の域を超えている場合が多く、都道府県で直接的な事業遂行が可能となる。	強い農業づくり交付金実施要綱第4の1の（1）	農林水産省	三豊市		嬬須市、海老名市、所澤市、大刀洗町	○本市においても、県との事前協議、事案の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要となり、市に対しては人員が不足するや、資料作成に相当な時間を要している。手続き事務に忙殺され、地域の農業者の意見を聞いたり、ニーズを分析するなど、本来、市町村が担うべき農業振興のための基本的な業務の遂行に支障をきたしている。 ○国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業において、都道府県・市町村を経由し、事業実施主体に間接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補助金を交付するよう、事務の見直しを求める。	○強い農業づくり交付金については、事業の採択権を都道府県に委ねる等、地方自治体の裁量性を高めている。 ○これに伴い地方自治体に事務が発生しているが、事業の実施に必要な事務費については、事業費は別途交付可能としており、市町村も都道府県を通じて事務費の交付を受けられる仕組みとしている。 ○本事業は農業産物の産地の収益力強化に向けた取組を支援するものであり、当該産地の所在する市町村の関与が事業の効果的な実施には不可欠となっているため、当事えしては、引き続き、現行どおり、市町村経由事務を維持したとて、市町村にも一定の役割を担っていただきたいと考えている。	今回の提案は、市町村経由事務の廃止を求めるものであって、事務費の交付を望むものではないし、むしろ、事務費交付となると、そのための事務が更に発生することになり、農林水産省、都道府県にも市町村同様に、事務の負担をかけないよう事務負担の軽減が進められる。 また、現状として、各市町村の農業振興の現場においては、経由事務の有無に関係なく、農業協同組合（以下「JA」という。）や県の担当者と日頃から密接な関係ができている。また、経由事務を通しての関与ではなく、事務の効率化、経由事務の廃止を行うことで、今以上に、現場において地域の農業者と密接を交わす時間を持つことの方が、市町村は都道府県や事業主体であるJAと関係がに関与できるため、事業の効果的な実施にもつながると考える。また、個人経営の農業者はともかく、JAや農地所有適格法人などの農業法人が事業実施主体の場合、市町村を経由しない方が効率的で円滑な事務手続きになる。特に、JA香川県は、県内の単協が統廃合された組織であり、市町村の区域よりも規模が大きい。今後は、益々このような広域的な組織が必要となってくると思われる。時代の流れに即し、農業に制度の変更を検討いただきたい。	–

農林水産省　平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成28年12月20日閣議決定）記載内容 ※平28対応方針（平27）10閣議決定：記載があるものは当該検討を＜平28＞として表記 ※平27対応方針（平27）12.22閣議決定：記載があるものは当該検討を＜平27＞として表記 ※平26対応方針（平26.12.26閣議決定）：記載があるものは当該検討を＜平26＞として表記	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
－	－	【全国市長会】 権利関係等を勘案し、慎重に検討されたい。		「国有林野を登山道や歩道として貸付けする場合において、GPSを用いるなどにより貸付けに係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合は、国有林野の管理経営に関する法律施行規則第14条第1項のただし書きの規定に基づく同意を受ける事例の1つとして検討してまいりたい。	※【農林水産省】 (1)国有林野の管理経営に関する法律(昭26法246)　国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる場合（取付規則4条1項ただし書）に該当することを明確化するため、「国有林野の管理経営分の事務運営について」(昭49林野庁)を平成28年度中に改正する。	通知	平成29年3月30日	「国有林野の管理経営分の事務運営について」（昭49林野庁）を改正。 具体的な改正内容は、国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる場合に該当することを明確化。	
－	－	【全国知事会】 農作物共済と同様の取扱を可能とすること等、提案団体の意向を踏まえた対応の検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査会の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。	農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めていると ろである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。	※【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (ｲ)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。	法律	平成29年4月28日公布、平成29年7月24日施行。	第193回通常国会で成立した地方分権一括法において農業災害補償法の一部改正を行うことにより対応。	
－	－	【全国知事会】 農業共済保険審査委員の設置義務については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、制度を見直すべきである。	家畜共済の任意事業化、都道府県農業共済保険審査委員の必置規制の見直しについては、農業収入保険制度の検討と併せて検討を行い、平成29年通常国会への法案提出に向けて、今秋には検討の方向性を示したい旨ご説明があったが、年末の閣議決定において、問題解決に向けた明確な方向性を示すよう、具体的な検討状況と今後のスケジュールをお示しいただきたい。	農業災害補償制度については、本年秋を目途に、共済事業の実施方法や運営組織のあり方等の検討を進めていると ろである。こうした中で、本件についても、問題を解消できるよう、引き続き検討を進めて参りたい。	※【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (ｴ)都道府県農業共済保険審査委員については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。	法律	平成29年4月28日公布・施行。	第193回通常国会で成立した地方分権一括法において農業災害補償法の一部改正を行うことにより対応。	
【横浜市】 ・市の補正予算に要する期間を踏まえると、実施できない場合が起こりうることに対する回答が示されていない。 ・市町村の積極的な関与が求められているが、国、地方農政、県、県出先を通じた市までの情報の伝達に時間を要するため、市では農家への要望の把握や事業調整に十分な時間が取れず、実施が次年度へ先送りとなり弾力的な事業の運用ができない場合もある。	－	【全国知事会】 交付方法の変更ではなく、予算編成時期等に配慮したスケジュールとする等により、関係する地方自治体に配慮した形での実務実施となるよう検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		本提案は予算執行に当たって地方自治体の裁量を増加させたことに伴い発生した事務に関する、都道府県と市町村の負担割合の問題であり、交付金執行に係る都道府県と市町村との役割分担のあり方について、関係者の意見を聴取したうえで、対応を検討することとしたい。	＜平28＞ ※【農林水産省】 (10)強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、同交付金の執行に係る都道府県と市町村との役割分担のあり方について検討し、都道府県、市町村、事業実施主体等の意見も踏まえ、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜平29＞ ※【農林水産省】 (10)強い農業づくり交付金 強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務については、事業実施主体が都道府県の区域を対象とする等の広域的な取組を行う場合、やむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合等には、当該事業実施主体は、事業実施計画を市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することが可能であることを、地方公共団体に周知する。 ［措置済み（平成29年4月7日付け農林水産省生産局総務課事務連絡）］	都道府県等に対して、アンケートを実施し、交付金の執行に係る	平成29年4月7日	市町村の関与の是非について、平成28年度中に、都道府県等にアンケート調査を実施したところ、引き続き市町村が関与すべきとする意見が多数をめめたことを踏まえ、強い農業づくり交付金の執行に係る経由事務における都道府県と市町村の役割分担については、現行どおりとすることとした。 なお、現行制度においても、特例として、事業実施主体が広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると都道府県知事が特に認める場合等にあっては、市町村を経由しないことが可能とされており、実際に、この特例を活用した例も存在する。 本年４月、この特例について、地方農政局等を通じた事務連絡により、都道府県及び市町村に周知を図った。	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
78	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の事務手続きの簡素化及び要件緩和	中山間地域を初め多くの地域において、農林漁業者が6次産業化に向けた事業への参画するために6次産業化ネットワーク活動交付金の手続きの簡素化や要件を緩和する。	【現状】 中山間地域を多く抱え、小規模経営体が多い本県においては、地域の実情にあった広がりのある6次産業推進が必要不可欠と考えている。 そのため、国の交付金事業を活用したいと考えているが、申請事務が厳しく、活用が難しいため、県単独事業により6次産業の推進を支援している。 【課題の所在】 この交付金は、農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力向上を目的としており、下記の課題があり、特に中山間地域等に多く存在する小規模経営体へのきめ細かな対応が十分でない制度となっている。 ①農産品や食品の活用にあたっては、事業実施主体が6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を策定した後、さらに交付金申請のために「事業実施計画」を策定する必要があるが、内容に重複があり、事業実施主体の負担となっている。 ②また、整備交付金においては市町村が収益施設の事業実施主体になることができず、基幹となる事業体が少ない中山間地域等において、地域のかさね経営体をまとめる役割を市町村が十分に果たすことができない。 【提案内容】 ①総合化事業計画と事業実施計画を一本化できるよう、又は総合化事業計画における「総合化事業で用いる農林水産物等及び研究員の売上高」「販売計画」と事業実施計画における「商品等の販路や需要等の計画」のような同様が重複する項目については、「総合化事業計画」の記載のみとし、「事業実施計画」での記載を省略するなど事務手続きの簡素化を図る。 ②整備交付金において市町村が実施主体になることができるようにするなど要件の緩和を図る。	①手続きの簡素化や要件緩和により、事業の活用が進み、事業者がの6次産業化へ取り組みやすくなる。 ②中山間地域等の小規模経営体の6次産業化への取組みを促進することにより地方創生の取組みにも繋がる。	・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 （6次産業化関係施行日平成28年3月1日） ・6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（改正平成28年4月1日）	農林水産省	島根県、中国地方知事会		岩手県、群馬県、福井県、長野県、滋賀県、広島県、愛媛県、沖縄県	①6次産業化ネットワーク活動交付金については、申請要件が厳しく、使い勝手がよくないという理由で、要望調査を行っても希望者がでてこない状況である。 ②6次産業化へは時間がかかるが問題があるので、関係化できれば取組みいやすくなる。 ③総合化事業計画認定時期と整備交付金の導入時期に差が生まれた、現時点では、地区の規模等を変更する場合、実施計画を策定する時期に総合化事業計画の見直しを行うなど、事業実施主体の事務負担が増大するケースがみられる。	1)について、 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」は、基本方針に照らし、実現性や経営改善につながるか等を審査するものであるのに対して、整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、事業実施要綱に基づき交付目的にあっているか、事業者が要望する項目であるかの確認が主であるのであり、両計画は審査内容と目的が異なり、「総合化事業計画」と「事業実施計画」を一本化することはできない。 　また、「事業実施計画」は、事業者が交付金による支援の申請を行うためのものであることから、事業者が支援を受けて整備した後も交付金改定等（都道府県）が進捗状況を把握し、必要に応じて事業者を指導するために「総合化事業計画」には一体型での目標値の記載を求めているところであり、両者の記載内容は異なるものである。 　なお、事務手続については、事業者及び都道府県の事務負担を軽減する観点から、これまで実施要綱及び実施要領の一本化などの改善を図ってきたところであり、今後とも、必要に応じて改善を図っていきたい。 2)について、 ・6次産業化施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るための新商品の加工・販売等に主体となって取り組む農林漁業者等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図ろうえで効果的であると考えている。 　一方、整備交付金の地域タイプは、市町村戦略に基づき市町村が実施主体となって取り組む新商品開発のための加工機械等の整備も支援しているので、市町村戦略において、中山間地域等の経営体における現状・課題を踏まえた6次産業化の取組方針や目標を位置付け、市町村が主体となった地域における6次産業化の取組を促進していただきたい。	1)について、 ・高速化策の把握は、単年度の目標値管理までしなくても、総合化事業計画の目標値に対しての進捗度の報告で可能である。 ・内容が重複する項目については、事業実施計画において有効してもの問題はないと考えている。 ・農林水産省の見解では、「今後とも必要に応じて改善を図っていきたい」とあり、今回提案している「重複項目の省略」は改善提案の一つと考えている。 2)について、 ・農林漁業者等への直接的支援は効果的であるが、中山間地域等の経営体は小規模経営体が多く、国事業による直接的支援の対象にされないケースが大半である。 ・一方、国の農業事業交付金地域タイプでは、整備施設の発達が新商品開発や成分分析等の試作的活用に繋がれており、製品製造を行うことができない。 ・市町村が地域タイプで整備する施設においても製品製造を認め、主体となって地域を取りまとめることで中山間地域等における6次産業化が具現的に進むと考えており、是非とも制度の見直し、緩和をお願いしたい。 ・なお、島根県では、農業施策事で市町村が主体となった取り組みを支援する事業を今年度から開始した。「詳細については、別添提案資料を参照されたい。」	有
124	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準において、財産処分に当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡収入額」、残存簿価又は時価評価額の5%最大高い金額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとされ、国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡この5%「時価評価額」については、大変だから「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されていることもあり、その場合には数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定を要しないことを求めるものである。 【財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法を、国土交通省のものに合わせること】	【提案の背景】 農林水産省で定める適化法に基づく財産処分承認基準において、財産処分に当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡収入額」、残存簿価又は時価評価額の5%最大高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。 【他省庁の事例】 同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用によりそこな収益の5%国庫補助金等相当額（譲渡額の5%国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないことなどって行われ、このあからも平合理であると思料する。	【改正の効果】 財産処分について、数万円の国庫返納のために十数万円～数十万円の不動産鑑定料が発生する、不合理な状況が解消され、効率的な事業の運行が図られる。 【他省庁の事例】 同様の財産処分において、国土交通省の条件は「目的外使用によりそこな収益の5%国庫補助金等相当額（譲渡額の5%国庫補助金等相当額」となっており、不動産鑑定を要しないことなどって行われ、このあからも平合理であると思料する。	○　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和二十年六月二十七日法律第百七十九号）第22条 ○　平成20年5月2日付農林水産省大臣官房経理課長通知「補助金事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1	農林水産省	宮城県、広島県		北海道	－		補助対象財産は国庫補助金の資金価値が転換されたものであり、財産処分に係る国庫納付額の算定は、処分時点における当該財産の資産価値を正確に評価する必要があるため、農林水産省においては、時価評価額のほか複数の手法で資産価値を評価し、国庫納付額を算定することとしているところである。 　今回の事案では、結果として時価評価額の算定に要した経費が、算定結果を上回ることとなったようであるが、事業によって技術革新又は建築契約値よりも時価評価額が高騰のなどこた想定されることから、適切な国庫納付額の算定を行うため、合理的な手法の一つであるも時価評価額は、引き続き国庫納付額を算定する際の比較対象の一つとして採用することが適当である。 　他方、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、残存簿価又は譲渡額を基にした国庫納付額の算定ができるよう検討を行うこととしたい。	平成20年5月2日付付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」別表1備考1.ハ「国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。」と定められており、財産処分時の財産価値が大幅に上昇したとしても、国庫補助金等の支出額を超える返還は生じない。よって、財産処分に伴う国庫返還のためという目的を掲げれば、財産処分に伴う国庫返還に当たり、全ての用途について不動産鑑定を行うまで正確な資産価値を算出する必要はないものと思料する。 　なお、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合について、検討を行うとの回答をいただいたところだが、今後の検討スケジュール等をお示しいただき、早急な検討をお願いしたい。	有

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成28年12月21日閣議決定）記載内容 ※平29対応方針（平27.12.25閣議決定）に記載があるものは当該旨明示（平29>として併記 ※平27対応方針（平27.12.25閣議決定）に記載があるものは当該旨明示（平27>として併記 ※平29対応方針（平29.12.26閣議決定）に記載があるものは当該旨明示（平29>として併記	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【福井県】 ①について、 同計画は、総合化事業計画をマスタープランとし、事業実施計画がアクションプランとなることは自明であり、同計画間で記載内容、記載項等等を整理することは可能と考える。また、総合化事業計画においては事業実施計画を想定した内容に整理すること、事業実施計画においては総合化事業計画の該当項目を参照、引用することで、計画策定の負担を減らすことが可能と考える。 【滋賀県】 ①について、 「総合化事業計画」と「事業実施計画」については、申請時期が異なることから、様々な外部環境の変化等により、内容に軽微な変更が発生することがある。そうした場合、「総合化事業計画」の変更手続に数ヶ月を要し、年度内に事業が完了せず、補助事業の申請自体が困難になることがある。 従って、総合化事業計画と事業実施計画の一本化につながるような検討をお願いしたい。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		①について 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」と整備交付金の申請に係る「事業実施計画」は、審査内容と目的が異なることから、一次回答のとおり、一本化することは困難である。 なお、事業実施計画の進捗管理については、事業実施主体毎に売上高の増加を直接的に考えて目標設定しているか否かにより目標値の設定の仕方が変わってくることから、交付決定者（都道府県）が事業実施主体毎に毎年度の進捗を適切に管理するためにも、事業実施計画において年度毎の目標値を記載し、単年度毎の目標値管理を行うことが必要であると考える。 これまでも、事業実施計画においては、様式に準ずる既存書式（データ等）がある場合、その写しの引用を可能としてきたところであり、現在の様式以上に引用を可能とする項目があると考えるのであれば、具体的に提示頂きたい。 ②について 一次回答のとおり、6次産業化の施設整備は、「総合化事業計画」の認定を受け、売上高の成果目標の達成を図るため新商品の加工・販売等に主体となって取り組む農林漁業事等を直接支援することが、農林漁業者等の所得向上を図ることで効果的であると考えており、農林漁業者等が主体となって取り組む6次産業化への支援に当たっては、農林漁業者等が加工・販売施設等の事業実施主体となることが適切と考えている。	6【農林水産省】 ①6)6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業（地域タイプ）については、当該事業において整備した機械を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平27農林水産省）を平成28年度中に改正する。	通知	平成29年3月27日	「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」（平成25年5月1日付け25食産第3959号農林水産事務次官協命通知）を3月に改正し、6次産業化ネットワーク活動交付金の整備事業（地域タイプ）において整備した機械を用いて開発した新商品について、試験販売を行うことが可能であることを明確化。	
－	－	－		貴提案のとおり、財産処分に伴う固準返還にあたり、全ての用地について不動産鑑定を行い、正確な資産価値を算出することは必ずしも適当とは考えられない。 このため、近隣の類似事例の評価額や当該用地の一部の評価額などからで不動産鑑定料を賄ったりで回ることが想定される場合は、残存簿価又は譲渡契約額を基にした国庫納付額の算定をできるよう、事業を所管している省内部局庁や独分事務所を委任している機関の意見なども踏まえつつ、概ね年度内には具体の算定方法を示せるよう検討を進めることとしたい。	6【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 （財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を賄ったりで回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。	通知	平成29年3月31日	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成30年5月21日付け30関第305号農林水産省大臣官房経理課長通知）を改正。	－

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
293	A 権限移譲	その他	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の手続の簡素化、長期的に土地処活性化の関連手続の確認に関しては県が行い、関への年度毎の事案の報告のみが行うことがする。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を踏み、農林業振興対策に寄与する、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる規模資料の作成等が求められることから、事手続の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れがきている。 権限移譲により事務を手早くおこなう、協議期間の短縮に繋がることと、県の総合計画に沿った施策の推進が加速化され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 【支障事例】 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に創意工夫構造改善事業で整備した雲仙市の農業研トーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した壱岐市の農村広場等いずれも市町村所有について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたいが、それには「補助事業等により取得」、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について「平成20年3月31日付けの健第389号」の規定に基づき、関への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告ではいこどになっているが、実際には意見聴取とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当り平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事案が多く発生することが見込まれている。	【制度改正の必要性】 ・地域の創意による長期利用財産の有効活用と地域活性化の促進 ・事務量の削減	補助事業等により取得した財産の処分等の承認基準について平成20年3月31日付け農林水産省大臣官房長補標第通知）	農林水産省	九州地方知事会	長崎県提案分	島原市、新宮浜市	○　適正な法の国民道義義務のある期間を経過した若化した建物がいくつか存在しているため、防災の観点からも解体・補足を考えている。 ○　提案案の事例のように整備時期が古い施設に係る案件は、近年ないものの、一般的な財産処分の案件はある。	国庫補助金の資金機関が転換された補助対象財産は、本来、補助目的に従って処分制限期間中使用すべきところ、平成20年に、社会経済情勢の変化等へ対応するため、補助目的は達した世界により10年を経過した財産を処分する場合が、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる規模資料の作成等が求められることから、事手続の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じており、地域活性化の支障となっているのが現状である。そのため、利用率及び必要性が低下した既存財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができる2制度の改定が必要である。 また、今回の要望においては、地方公共団体が事業主体となったものに限定しており、加えて県の確認については継続するとの、不適切な処理事案になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、関への年度毎の事案の報告のみ行うことといただきたい。	平成20年の包括承認制度の導入により社会経済情勢の変化等への対応が図られたことは理解する。財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる規模資料の作成等が求められることから、事手続の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じており、地域活性化の支障となっているのが現状である。そのため、利用率及び必要性が低下した既存財産の活用を地方自治体の創意工夫により円滑に行うことができる2制度の改定が必要である。 また、今回の要望においては、地方公共団体が事業主体となったものに限定しており、加えて県の確認については継続するとの、不適切な処理事案になる可能性は極めて低いと考えられることから、地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、関への年度毎の事案の報告のみ行うことといただきたい。	–
294	B 地方に対する規制緩和	その他	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	亀岡営農組織や個別経営体の法人化の推進に伴う財産処分申請の簡素化	【提案の背景】 ・農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としても今後の推進に向け経営相談や法人化診断の支援等を行っている。 しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければなず、農作業の繁忙期等は事務が重みになり、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このような状況を改善するために、必要となる申請書類等の軽減や事務期間の短縮が必要である。 また、書類の確認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、伴って事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の維持や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 ・長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1／4程度の経営体については、補助金事業等や施し設置で公対金で整備した財産を所有していたため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが想される。	【制度改正の必要性】 ・法人化の促進と経営力の強化 ・事務量の削減	補助事業等により取得した財産の処分等の承認基準について平成20年3月31日付け農林水産省大臣官房長補標第通知）	農林水産省	九州地方知事会	長崎県提案分	–	–	補助対象財産の財産処分については、例年、会計検査院の決算検査報告の不当事項などで適切な処理が行われる事案も発ヤられ、国としてより一層の厳正な指導が求められているところである。 また、適正な法第2条は、各省各庁の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反した譲渡などをしてはならないとされ、交付の条件を付していたにっても、承認を受けることにより、事業の報告とすることは難度ではない。 なお、こうしたことから、現行制度では適正な法及び補助金交付要綱基準の遵守の確保を図る観点から、あらかじめ都道府県において事務量の確認を行っていただいたとして、国に対して申請内容の適切であるか確認するよう検討をさっていたこうである。	農業経営体の法人化に際しての財産処分の承認に係る事務も法人化に向けた支援の一つとなっており、国も施策として推進している法人化を促進するためには、障害となっている事項については可能な限り改善する必要がある。 また、法人化に伴う財産の譲渡は、利用方法や補助目的に影響を与えるものでないことから不適切な処理となることは考えられず、事務量の削減や簡素化に資するためにも、承認事項の軽減や簡素化に関するご検討いただきたい。	–
125	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について	6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、真又は補助限定市町村に対し、その補助だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望補助分の通知のほか、通知の通知で指摘があった事業実施計画の改善や改善事項に関して、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場合設定すること さらに、「不採択の理由や要望補助分の通知等について、都道府県や補助限定市町村と共有を図る」等の文言が「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追記する等、明文化すること	県では「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対し、成否を行った上で、第一段出しているが、その後は特段年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の通知や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に言及しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	補助事業に関して、事業者に対して適切なアドバイスを行うことが出来、不採択になった事業者に対しても十分なフォローを行うことで、地域の実情に応じて、生産的な事業を増加させることができる。	6次産業化ネットワーク活動交付金要綱要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	農林水産省		岩手県、山形県、大阪府、鳥取県、島根県、愛媛県、宮崎県	宮城県、広島県	○本県においても不採択事例があるが、現由等が不明なため、事業者に対してのフォローが不十分な状態である。今後、総合化事業計画の実現に向け、効果的な支援を行うためには、国と県との十分な情報交換が必要である。 ○県では現ていいる6次産業化ネットワーク活動交付金（支援体制整備事業）において、H26及び27年度に事望配分額を下回る配分となった。H28年度の配分額減額については、農林水産省から配分額の算定資料が示され、本県で実施する内容を大幅に削減したって、不足分については農食交当金行い事業を実施した。H27年度はH28年度よりも要に大幅な配分額減額となったが、農林水産省から配分に係る大きな考え方は関係者向けの算定資料は示されず、不足分については県費充当を行い事業を実施した。予算配分については国の能量権の範囲とは考えるが、個に配分額が算定を下回った場合は非効率の一般財源を充当して事業を実施せざるを得ないため、配分根拠は示していただきたい。 ○「6次産業化ネットワーク活動交付金」整備事業の うち事業者タイプ」について、申請事業者は市を経由して県に申請したものの、採択結果については、県を通じて県に採択結果のみがメールにて通知されるのみで、市から採択結果の理由を県に聴取しなければそもそもの理由もわからないままである。不採択となった事業者に対して、その理由を含む適切な説明ができないことも、今後、申請するにあたっても適切な助言・アドバイスができないため、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、特に、不採択の場合の理由や要望額配分の通知のほか、選考の通知で指摘があった事業実施計画の調整や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場合設定国を示さない。 ○6次産業化ネットワーク活動交付金の配分について、採択結果だけでなく不採択になった場合の理由や改善点等を伝達することにより、今後の支援・指導に繋げていくことができるため、交付金の運用改善の必要性を求める。 ○提案団体と同様の立支障が生じている。特に不採択事業について、国として改善が必要な点をどのように考えているかが全く不明なため、県として今後の計画改善や対応に向けた調整力のあるフォローが困難。	6次産業化ネットワーク活動交付金の事業採択については、要望調査の際に提出のあった事業実施計画に対して6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成26年6月16日付け内閣官房第389号農林水産事務官官房通知）及び「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について（平成29年6月16日付け内閣官房第416号食料産業局長通知）」に基づき、都道府県が配点を付った結果をもとに配点の高い事業実施計画から順に、予算の範囲内で要望額に相当する額を配分している。 このため、不採択となったものは、採択された事業実施計画と比べて劣ればが明らかであり、その理由は配点を付った都道府県が承知しているものであることから、不採択理由の説明や配分基準への追記を行う必要はないと考えている。	個別面の難旨については理解したが、例えば、不採択となった事業者の今後の参考にしてもらうために、各地域ごとの採択件数や、当該年度の採択基準（結果としてのポーターライン）を示すことはどうできないか検討いただきたい。	–
133	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業（製造業）、道路貨物運　送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。 本県では、農工法に基づき、県が計画、市町村が15計画を策定し、農工団地36団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない箇所が約20haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない区域工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の営業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の営業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地については、特例の対象外となっており、農工法第2条2項で定める業種以外の営業用に供することができない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場稼働後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、農工工場用地の解消に繋らなかった例がある。	本利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場やバイオマス発電施設などと業用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給事業など、業用に加え、団地内への工ネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に寄与することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県		秋田県	○　本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により誘致を断念している。農工可能な業種が規制することによって、長期的な未分譲用地の解消が進む とともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。	農村地域工業等導入促進法（以下「農工法」という。）に基づき定められた農村地域工業用地等における地域再生法の特例は、既に活成が完了しており、大臣などの付帯設備が整備されている場合などを多く、活成立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられること、地方側も実現するために活地域にしこと仕作り出すことが重要であり、その実現に資する適当性のある指置を重点的に講ずることが必要との観点から、提案されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保つ ける業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技術を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、農工に弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業機会改善の切り口からの提案については、農工法を始めこれまでを考え含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証のと、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討していくところ。	地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣などの通の便が良く誘致し、やすいところが多く、農に関業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまで注農業生産も行いながら、見つかり次第造成することが多くある。 農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、要には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。 また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討していきたい」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいたうえで、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。	–
158	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)の交付条件の緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止都道府県活動支援事業)のための事業費に対して、国庫負担割合50%の制限を緩和し、実質上、100%負担することで委託可能とする	府が事業実施主体として広域捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する府独自の専門員等がいないため、有害捕獲は極めて困難であり、実施者等の時間調整へ委託しなければ実施できない。 そのため、当該事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて継続・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保、適正な事業執行に支障を来している。 ・事業が「負担行を定よする額当て型目割合については50%以内の制限が設けられているが、本府が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し、捕獲者と捕獲場所等の設計や実施内容を決定し、委託以外の業務を50%を超えて捕獲・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「負担行」を定よする額当て、本交付金においては、委託割合について50%以内の制限が設けられているが、過が実施している委託事業は、府が事業実施計画を策定し、委託事業者とが各種検討や関係各所との調整、事業実施に あたり道路上の現地での確認や指導を行うなど、実質上、事業の負担行を行うような委託ではないため、認めていただきたい。 ○広域に生息するカラスについては、各市町村が単独で捕獲等を行うよりも、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的であるし、また、捕獲等の捕獲等を委託しなければ実施できない。 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。	委託割合の制限を緩和することによって、都道府県の目的とする鳥獣被害対策に予算を重点的に配分し、効率的、効果的な事業の実施が可能となる。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（別記2：鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）	農林水産省		兵都府、滋賀県、高知県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	北海道、長野県、岐阜県	○委託事業であっても、事前の現場者や現地における調整、実施の確認など直接県の関る部分もあるなどと、全くの丸投げではない場合もあるため、一律金額で1／2とするのではなく、実態によりい2/3を超えて委託可能とされたい。 ○本交付金を活用したエゾシカの捕獲事業を実施する場合、鳥獣を捕獲する鉄砲技術の専門員等がいないため、誤支金等の狩猟団体へ委託を行わなければ事業を実施できない。また、捕獲個体を用いた有効活用事業の実施に当たっては、民間が持つノウハウや生産大臣活用し、道内外の方々にエゾシカ肉の魅力を伝え、効果的なエゾシカ肉の消費拡大を目指すことを目的として、民間企業に事効活用事業の委託を実施しているところであるこれらの事業の取組に当たっては、委託以外の業務を50%を超えて継続・実施しなければならないことが足かせとなっており、必要な事業量確保や効果的な事業執行に支障を来している。事業の「丸投げ」を禁止する趣旨で、本交付金においては、委託割合について50%以内の制限が設けられているが、過が実施している委託事業は、道が事業実施計画を策定し、委託事業者とが各種検討や関係各所との調整、事業実施にあたり道路上の現地での確認や指導を行うなど、実質上、事業の丸投げを行うような委託ではないため、認めていただきたい。 ○広域に生息するカラスについては、各市町村が単独で捕獲等を行うよりも、県が主体となって計画的に捕獲等を行うことが効果的であるし、また、捕獲等の捕獲等を委託しなければ実施できない。 鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）については、事業の委託が事業費の50%以内とされているため、必要な事業量の確保に支障をきたしている。	今回、提案を頂いたケースについては、府が関係市町村と連携しながら広域捕獲計画を策定し、計画の実施にあたる一非捕獲部分を狙友会や民友会が行うなど、事業のコントロールは府が行っており、丸投げにはあたらず、実質的に事業の調整や役務の実施で対応することが可能であると思われる。 なお、他県においては、同じ事業について、請負や役務の委請で対応している場合もあるとこ。 このため、平成29年度予算検討過程において、当該事業について、請負や役務の委請で実施可能であることや、委託する場合においても、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記することについて、検討を進めてまいりたい。	野生鳥獣の捕獲業務については、捕獲数量等を成果の目的とした請負業務になじまないため、従来から業務委託として実施してきたところである。府が何たる全体事業計画において、その一部（捕獲作業）を委託する場合などは、50%以内制限を適用しないよう検討願いたい。 また、そもそも50%以内制限が設けられている実質的な理由は何か明確に示して頂きたい。 なお、委託ではなく請負業務として実施が可能であるならば、その手法について関係通知に明記していただきたい。	–

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 ※平29対応方針（平27）：閣議決定に記載内容 ※平27対応方針（平26）：閣議決定に記載があるものは当該旨明示（平27>として併記 ※平27対応方針（平26）：閣議決定に記載があるものは当該旨明示（平27>として併記 ※平29対応方針（平28）：閣議決定に記載があるものは当該旨明示（平29>として併記	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
–	–	【全国知事会】 関係省庁と都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		貴提案のとおり、地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分報告書の実質的な内容の確認については、都道府県の責任ある判断に委ねることと、概ね年度内に関係機関への周知が行えるよう検討を進めることとしたい。 ただし、この場合であっても、資料の添付漏れ等の形式上の不備があったときは、報告書の受理を留保する可能性があることから、引き続き、事前の報告とされたい。	<林水産省> 「1）補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分の報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することと、その旨を都道府県に平成28年度中に通知する。	通知	平成29年3月31日	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）を改正。	
–	–	–		法人化に伴う財産の譲渡であっても、法令上、財産処分に該当するため、財産の名称、数量等の必要最小限の事項を記載した財産処分承認申請書を作成していただくこととしている。 他方、法人化に伴い法人化後の組織に補助対象財産が承継される場合については認識選択を求めないこととしていることから、国庫返納の要否を検討するに当たり、当該法人組織への財産の承継がかかる現行の資料（法人化計画書など）の添付を求めていると過ぎず、法人化に向けた支障となっていると考えられないところである。	<林水産省> 「11）補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 （4）経営体の法人化に伴い財産を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。	通知	平成29年3月31日	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の改正に伴せて文書により周知。	
【長取県】 ・支援体制整備事業では、実施要綱等に基づく配点が前年度と同点であっても年度によっては配分額が要望額から減額されている。 ・予算額とは別に、要望額積算が超過するため配分額が減額されることも想定されるが、その理由は配点を行った都道府県でも不明なため、明確な配分基準（減額理由）を示していただきたい。	–	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		最別の申請件数、採択件数、当該年度の採択基準値（ボーダーライン）については、都道府県によっては、そのような公表を望まないところもあり得ると考えられるので、これらの公表について、全ての都道府県の意向を確認し、全都道府県から公表することについて、了解を得られた場合には、公表することとする。				
【秋田県】 　昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代（1971）からは劇的に変化しており、「ひとり」も専門的な知識や高度な技能を必要としないと見られる労働集約型産業は減少傾向にあり調整困難となっている。 　一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出定の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が他えも地理的ディリットにこられない業種については法人の既定により、請負期間となっている。 　世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約10%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の77%から6%に減少しているものの、依然、高い水準を維持している。 　本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。	–	–		附提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要が生じたとし、地域再生法の特例を活用する場合を除く、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、附提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。 なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を現在のように「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段に、よって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。	<平29> （6）農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭46法112） 農村地域に導入できる業種については、「工業等（から）産業」と改め、業種の限定を廃止する。（再掲） （関係府省：厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）	法律	公布日：平成29年6月2日、施行日：7月24日	「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）において、農村地域に導入できる業種を「工業等（から）産業」と改め、業種の限定を廃止した。	
【秋田県】 　昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代（1971）からは劇的に変化しており、「ひとり」も専門的な知識や高度な技能を必要としないと見られる労働集約型産業は減少傾向にあり調整困難となっている。 　一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出定の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が他えも地理的ディリットにこられない業種については法人の既定により、請負期間となっている。 　世界農業センサス2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約10%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の77%から6%に減少しているものの、依然、高い水準を維持している。 　本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農業世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるので、更なる検討を期待する。	–	–		附提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要が生じたとし、地域再生法の特例を活用する場合を除く、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、附提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。 なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を現在のように「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段に、よって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。	<平29> （6）農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭46法112） 農村地域に導入できる業種については、「工業等（から）産業」と改め、業種の限定を廃止する。（再掲） （関係府省：厚生労働省、経済産業省及び国土交通省）	法律	公布日：平成29年6月2日、施行日：7月24日	「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）において、農村地域に導入できる業種を「工業等（から）産業」と改め、業種の限定を廃止した。	
–	–	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		委託割合の50%以内制限については、平成14年3月に閣議決定された、「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」において、第三者分配型補助金の見直し等、公益法人に対する補助金交付のあり方が示されたことを踏まえ、委託する際の国庫負担を50%以内に制限したところである。 本件については、平成29年度予算検討段階において検討を進め、当該事業について、請負や役務の業務で実施可能であることや、委託する場合において、「50%以内制限」を適用しないことが適当な場合を関係通知に明記し、地方公共団体に通知を行う予定である（通知発出は平成29年4月を予定）。	<林水産省> （14）鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費の3/5委託に係る費用が50%を超えても委託により実施可能であり得ないとする場合を関係通知に明記し、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。	通知	平成29年3月31日付け で改正、地方公共団体に通知済み。	○　改正した通知 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第8424号農林水産省生産局長）	

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		補足資料
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	国営土地改良事業団法の国営事業調査の廃止等の提案	国営土地改良事業によって造成された土地改良施設と、土地改良区や市町村が管理受託している場合において、管理受託者は、土地改良法施行令第30条（他目的使用等）及び同令第（改変、追加工事等）の申請をすることができる。その際の申請は、同令第二より、当該申請に係る土地改良財産の所在地を管轄する都道府県知事を経由して」なければならない。 また、原因者工事や区分地上権設定地に対する事協議も、通知等により同様に扱っているが、これらについて都道府県を経由せず、管理受託者が直接、国に申請等できるようにすること。	来歴は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。 また、国で送付書類の有無は確認しているが、承認の際の利断材料として国が求めている書類については、実務によっては、国が求めている書類が、国で立ちければ即できない場合が多く、都道府県を経由する意義は実質としては乏しい。 なお、土地改良の使用等の状況は、土地改良法第10条第1項に基づいてけれかと土地改良区役員等によって、都道府県に対してもが公開管でる状況である。 さらに、県を経由するため、申請書等が国に届くまでに、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することとなり、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられることから、県業務の領域を公国業務の非効率性を生じめている都道府県経由制度を廃止すべきである。 （参考／本県における過去の経由事務件数） H27: 41件、H28: 45件、H29: 61件	都道府県経由という義務付けが廃止されることで、国と管理受託者との間で、書類等のやりとりや問い合わせ等を一気に実施することが可能となり、事務の効率・簡素化に資する。 また、土地改良事業において、承認に係る期間が短縮され、迅速な事業が可能になる。	土地改良法施行令第49条	農林水産省	茨城県、福島県、鹿児島県、群馬県		長野県、静岡県、岡山県	○ 国営土地改良事業には通常された施設について国営造成工事等を行う場合の申請書類は、管理受託者であるとされている。 しかし、県は、いずれも国が管理受託している。県では法行書類の有無の確認を行う程度で、内容についての審査をしていない。 すると、県は事を経由する意義は乏しい。また、県においても出先機関を経由して県本庁から国へ送付しており、書類の送付に時間がかかっている。申請者から申請に対しての承認されるのかと何に問合せがあるなど、結局に迅速さが求められるため、制度改革は本当に考える。 ○ 当県においても、承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うものであり、当該申請等の内容は都道府県で審査できない。また、国で送付書類の有無は確認しているが、承認の際の利断材料として国が求めている書類については、実務によって書類に求めるべき若干、国でなければ判断できない場合が多い。 ○ 承認は、いずれも国が管理受託者に対して行うことになっており、県では、申請書等の経由だけを行っている。また、申請書等が国に届くまで、ほとんどの案件で、申請日から概ね2週間程度経過することから、国の承認事務等の遅延の一因となっていると考えられる。申請者の迅速な作業等のためにも承認までの期間短縮が必要である。 （当面における事例件数 H27：1件）	1 国営土地改良事業により造成された土地改良施設（以下「土地改良財産」という。）について、農林水産大臣（土地改良法第136条の不服審査に関する事。地方農林局長等に権原委任。）から管理の委託を受けた土地改良区等（以下「管理受託者」という。）が、他目的使用又は改変、追加工事等（以下「他目的使用等」という。）する場合は、土地改良法施行令第30条（他目的使用等）及び同令第二（改変、追加工事等）の申請をすることが必要とされており、承認の申請は、都道府県知事を経由しなければならないこととされている。 他目的使用等の申請について、都道府県知事を経由することとされているのは、 ① 都道府県は、土地改良区等事業等や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業において適否決定に際しては、国を交付金等一定の役割を担っているこから、土地改良財産の管理状況を把握しておくことは、都道府県としての事務の適切な実施に資する ② 土地改良財産の管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切に行われることにより、より適切な土地改良財産の管理がなされることが期待されること。また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化に資するためである。 また、各都道府県において、申請書類が、通知等に定める内容を満たしているか等について、確認を行うことにより、地方農政局段階における手戻りが防止される等、事務の効率化に寄与しているところである。 当該総合事務を通じた場合、 ① 土地改良財産の管理受託者は、土地改良区の外、市町村、農協等と多岐にわたっていることから、土地改良区様変等他の方法により、全ての他目的使用等の状況を把握することは困難であること ② 申請書類の確認が地方農政局へ集中することにより、事務が煩雑化し、従来と比較して、承認までに要する期間が長期化する可能性が高いこと から、土地改良財産の適切な管理及び他目的使用等の申請等や管理受託者である土地改良区等の利便性の確保を図るとて、当該総合事務の廃止は適当でない。 なお、原因者工事や区分地上権設定地における工事協議については、現行制度においても、都道府県知事を経由することを義務づけていない。	都道府県の認可や国営事業の適否決定の協議等は、他目的使用等の状況により、認可等の判断を左右せず、その概点からも土地改良財産の管理状況の把握を都道府県が行う必要はない。 後段の、当該総合事務を廃止した場合の想定については、「土地改良財産取扱規則第2?条に基づき地方農政局長等から農村振興局長に定期報告されるので、都道府県に対しても申請されたれば足りる。あ、管理受託施設の場合は、直接農林水産省に申請されている。 また、事前に都道府県が書類確認を実施することより事務の領域化を防ぎ利便性を確保する趣旨とのことにあるとした解釈の範囲内で、都道府県には管理受託者（公法上の契約）を指導及び監督する義務も法令上与えられていない。 補足事務の領域化の防止という観点を重視するならば、申請書の記載事項や添付書類のチェックリスト等を国から直接管理受託者に配布し通付させた方が、現在よりも意識して書類を揃えてもらえるようになり、より効果的な防止策になるのではない。 上記以外に、政令制定当時は交通の便が悪く、全て結就体での書類のやりとりであったなど、都道府県で一旦して申請書を送付する方法が効果的であったことが結論付けられるが、現在は交通の便や業務の電子化等から、その意義もなくなっている。	—
136	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の対象化	沿岸漁業改善資金の貸付に対して、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業経営者等に直接貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成18年度以降追加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の確保が義務付けられており、山口県では担保対象物件の評価や管理、また財産台分等の手続きが容易ではないことなるから、連帯保証人の確保を原則として運用している。 近年漁業者が市況やシーズン等の購入のために設資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、個人保証の条件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 都道府県が直接貸付を行う制度であるため、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難だった漁業者も利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、沿岸漁業改善資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。 金融ノウハウを活かした貸付が可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	山口県	山口県提案分	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、徳島県、長崎県、宮崎県	○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本県の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の廃止を求める意見があった。 ○当県において連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを えなかった事例がある。 ○当県において、融資団体と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続が容易でないことや、連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念した事例があった。民法が改正され、個人保証の条件が厳格化されることが予想される。 ○本県においては、長期証書や貸し倒れ事例は無いが、貸付管理において専門知識が乏しく、金融機関による審査の厳格化により、利用者の減少が懸念される。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっていることの該当事例っていてこから、金融機関による融資方式から機関保証とされたい。 ○今後、民法が改正（個人保証人の条件）、国で定められた場合、今まで以上に個人保証人の確保が難しくなるとともに、保証人設定の手続きが煩雑になる可能性がある。近年、沿岸漁業改善資金の利用が低下していたなか、昨今の資金利用の低下が懸念される。 ○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、賛成である。また、転貸融資の際に漁業協同組合等信用基金協会を可能として頂けると幸いである。漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が法代的な漁業技術や新たな生産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業の改善を図ることを目的として、沿岸漁業従事者等が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の廃止を求める意見があった。 本資金では、地域の実情や沿岸漁業の実態を把握していると共産業改善資金の市町村、漁協などが運営し、沿岸漁業者に対して新たな技術等を普及展開することにより資付後においても継続的な指導・支援を行い、経営の改善を図ることとしている。 2 このように政策的に優遇された本資金に金融機関からの転貸制度を導入した場合、都道府県の事務負担が軽減される一方で、 ① 関係機関が運営した政策的な融資利断ではなく、金融機関としての融資判断が優先され結果として融資が行われない可能性がある ② 保証機関による保証制度の活用についても、無利子とし現在の運営の優入れに当たり、優受者に新たな負担（保証料等）が発生する 等、優受者に新たな支障が生じる可能性がある。 3 現在、本資金は3都道府県で実施ずが行われており、漁業者の減少や他の金融支援もあり、直近3カ年において毎年200件前後（H30：334件、H29：315件、H28：268件）貸し付けており、現行制度においても多く利用され、沿岸漁業の経営改善にその役割を果たしている。 なお、山口県における近年の実績は年間約1件（H24.0件 H25：1件、H26：1件）であり、支障事例の詳細は不明であるが、法律改正を要望する事自ってはさしいものであると思われ、御提案のあった制度改正の検討に当たっては各都道府県の実態や意見を十分に調査したう情意に行う必要がある。 4 沿岸漁業改善資金制度の存在の大前提は現受者から資金の償還が確実に実行され新り返し資金を必要とする者に貸付けが行われることであり、物的担保又は保証人を設定することは確実に慣習されたう 情意する必要がある。 また、本資金の個々の案件の融資判断は都道府県が行っており、物的担保や保証人の設定も都道府県が自らの政策的な判断により行うことができる。また、金融ノウハウのある漁連、漁協又は農林中央金庫に事務の一部を委託することができるため、このような金融機関の連携を図りつつ持続性制度の運営に沿った適正な運営を行っていただきたい。	旧農業改良資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金の転貸制度を認められない理由を明確にされたい。 貴省の第1次回答のなかにおける「指摘にあったとおり、本資金は、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。」ことは、漁業者の事務負担が軽減されるとの理解であるが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが趣旨であり、原意には当たらない。 山口県の沿岸漁業改善資金の実績がゼロないとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別金利に適用した資金の活用につながるものと考え提案をしたものであり、また、貸付実績の多い県同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考える。 後実な環境の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証も十分な措置入いるものである。また、漁連等に事務の一部を委付することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。 当資金の現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の直貸資金の規模が広がるとともに、漁業者も自らの実情に合わせた当資金の利用が可能となるものである。また、金融機関から の貸付の場合には、貸付書に係る都道府県の事務が軽減される。 以上から、制度改正は必要なものと考える。それに関らず、沿岸漁業改善資金への転貸制度の導入は慎重に行う必要があるとされるのであれば、理由を明確にされたい。 なお、詳細については検討資料を参照されたい。	有

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （令和元年12月20日閣議決定）抜粋抄 ※平29対応方針：「平27.12.28閣議決定」に記載のある対応指針を<平29>として併記 ※平30対応方針：「平27.12.28閣議決定」に記載のあるものは当該指針を<平27>として併記	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【静岡県】
「国営事業により造営された施設（以下「国営施設」という。）は国が所有管理方法書等に基づいて管理受託者が管理しており、他目的使用・改築追加工事の承認は管理委託者である国が行う事務である。
国営施設の他目的使用、改築追加工事等の運営を都道府県知事経由によることにより、都道府県が国営施設（土地改良財産）の管理状況を把握することまで含めから読み取れない。
国営施設の改築追加工事では農政局と先事務所の意見まとりがあるなど、管理受託者と農政局との間で調整されて県に送付されるので要望する余地がなく、都道府県知事経由とする意義は乏しい。
県においては公共機関を経由して県本庁から国へ送付しており、意見の送付に時間がかかっている。当初の迅速さからも都道府県の経由を廃止した方が効率的であると考える。 | -- | -- | | 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用や改築・追加工事の経由事務については、
① 都道府県は、土地改良区等事業等や管理規程等の認可権者であり、また、国営事業によっては適否決定に際し関係者間の調整を行っているように、土地改良財産の管理状況を把握しており、都道府県としての事務の適切な実施に資する
② 土地改良区等が管理する土地改良財産に係る維持管理事業計画や管理規程の認可等の都道府県の事務が適切にされていることにより、より適切な土地改良財産の管理がなされることが期待されること。また、国営更新事業を行う場合の手続の円滑化が図られる
ことから、都道府県が当該財産の管理状況を把握する観点から有効と考える。
しかし、当該財産の管理状況の把握には、一次回答を踏まえた国家認体からの見解にもあるように、経由事務によらなくても地方農政局等から都道府県へ参考送付することで対応が可能であることを考慮し、このような対応（情報共有）を図りつつ、経由事務の廃止を前向きに検討することとしたい。 | 【農林水産省】
①土地改良法（昭24法195）
土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改築・追加工事の申請に係る都道府県経由事務については、平成29年度中に取り扱いを変更し、廃止する。 | 政令 | 平成29年9月15日公布
平成29年9月25日施行 | 土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第241号） | |
【神奈川県】
2)について、
「「指定事業」については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聴いた上、県が貸付け決定を行う。このため融資が行われにくくなるという懸念は少ない。
（従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の利息で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。
3)について、
神奈川県の場合、平成28年度1件、平成29年度1件、平成27年度2件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。
4)について、
神奈川県としては、大きな証準や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。
【長崎県】
貸付資金の償還が確実に実行されることが制度存立の大前提ということであれば、転貸融資方式と機関保証の導入により、原資がより確実に保全されることになり、保証人の確保ができないため借受者でも、当該制度を利用できるようになる。
また、平成27年2月10日に決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」では、保証人保護の方策が拡充されることとなっており、公正証書の作成など保証人となることにおける手続きが必ず義務になり、今以上に保証人候保が難しくなることが予想される。従って、現状のままでは、当該制度の利用を諦める事例が増えるのではないかと懸念される。
なお、一般的に金融機関が融資融資とした案件を、都道府県が保証人のみで対応することは相当難しいと考える。 | -- | 【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 | | 但農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方式を導入したりするための資金として制度が始められた際に、経営改善の見通しや貸付金の償還確実性の審査などについて、民間金融機関が持つノウハウを活用する組合から、転貸制度が導入された。なお、現在は都道府県による貸付けは行われていない。
また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていないことから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。
一方で、沿岸漁業改善資金制度では、電機経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業実態等を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付行の決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を図っていない。
水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないため活用されていないとのご指摘を踏まえ、物的担保の活用状況について各都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や信用連携に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保の活用されるよう検討してまいりたい。
なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。 | ①【農林水産省】
①沿岸漁業改善資金の対象となる漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入を含め、原資の償還確実性の審査などを行い、貸付金の償還確実性の確保を図るとともに、機関保証が活用できる転貸制度を措置している。
②沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する観点の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
＜今＞
①【農林水産省】
①中小漁業融資保証法（昭27法346）及び沿岸漁業改善資金助成法（昭54法25）
沿岸漁業改善資金の貸付については、同資金の受ける利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。（現在関議決定した。
中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第1次地方分権一括法案）を第204回国会に提出。令和3年5月19日成立。令和3年6月5日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定。令和3年6月8日公布。令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月20日に「農地工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第1次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条2項第2号イの農業者等が実施する農業改良指導を支援するための指導等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（農林水産事務次官官房長通知）、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（水産庁長官通知）、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」（農林水産事務次官官房通知）、「沿岸漁業改善資金制度の運営について」（水産庁長官通知）の一部改正を通知。 | 政令 | 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課長及び資源部と沿岸地方分権改革推進室との連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を発出。
利用状況調査の回答結果の取りまとめを行い、3月に内閣府地方分権改革推進室と情報共有を図った。
また、その2月との結果を踏まえ、平成29年12月3日に水産庁増殖推進部研究指導課長及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い利用の促進を図ったところ。
（ｉ）平成29年12月5日の事務連絡発出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月31に水産庁増殖推進部研究指導課長を経て、令和3年5月1日に成立、令和3年6月26日公布。 | （ｉ）平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課長及び資源部と内閣府地方分権改革推進室との連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を発出。
利用状況調査の回答結果の取りまとめを行い、3月に内閣府地方分権改革推進室と情報共有を図った。
（ｉｉ）令和4年4月1日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第1次地方分権一括法案）を第204回国会に提出。令和3年6月19日成立。令和3年6月25日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」を閣議決定。令和3年6月8日公布。令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する政令」及び令和3年10月20日に「農地工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令」を公布。令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第1次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施。令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条2項第2号イの農業者等が実施する農業改良指導を支援するための指導等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布。令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（農林水産事務次官官房長通知）、「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」（水産庁長官通知）、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」（農林水産事務次官官房通知）、「沿岸漁業改善資金制度の運営について」（水産庁長官通知）の一部改正を通知。 | |

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		補足資料
254	B 地方に対する規制緩和	その他	沿岸漁業改善資金の全額無償化による経営強化方式の追加、転貸融資による拡張融資方式の導入、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成19年度以降造加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない、貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また担保処分等の手続きが容易ではないことが有から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が年百年のレーダー等の導入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業経営者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難な方の当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、日農漁改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成19年度以降造加造成することなく、自己回転により事業を実施している。 【具体的な支障事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない、貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物件の評価や管理、また担保処分等の手続きが容易ではないことが有から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が年百年のレーダー等の導入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業経営者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難な方の当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、日農漁改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直貸方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	漁業従事者等の選択肢が増え、当資金の活用拡大にもつながると考えられる。 金融ノウハウを活かした貸付が可能となり、漁業者にとって利用しやすい資金制度になる。	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、中小漁業融資保証法第4条	農林水産省	九州地方知事会	山口県提案分	青森県、岩手県、神奈川県、新潟県、鳥取県	○沿岸漁業改善資金で現行の直接貸付方式（連帯保証人必須）と信漁連等による転貸融資方式の選択ができるのであれば、利用しやすくなるとともに、漁業者の経済的負担の軽減を図る必要がある。 ○新規就業者が保証人を確保できずやむを得ず他資金を借入れた事例がある。また、本来の沿岸漁業改善資金運営協議会において、保証人を確保できない漁業者が当資金を利用できるよう、漁業関係者の構成員から、債務保証制度の導入を求める意見がある。 ○当県において連帯保証人の確保が困難なため、利用を断念し、他の有利子融資を利用せざるを えなかった事例がある。 ○当県においても、貸業預金と同様に、担保対象物件の評価や管理、財産処分等の手続が容易ではないことが有から、連帯保証人の徴求により運用している。このため、連帯保証人の確保の見込みが立たず、融資金の利用を断念した事例があった。民法が改正された場合、ひろこうした事例が増加することが予想される。 ○本県においては、長期証券や貸し倒れ事例は無いが、貸付審査において専門知識が乏しく、金融機関による審査の力が貸し倒れリスクを減少する。また、一部漁業者から、保証人を依頼しにくいとの当信金保証を求める意望がある。 ○本県においても連帯保証人の確保がハードルとなっているとの話を聞いていることから、金融機関による転貸方式から機関保証とされたい。	1 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業従事者等が近代的な漁業技術や新たな産方法等を導入し、自立的に沿岸漁業を営むことを目的として、沿岸漁業改善資金助成法に基づき都道府県が無利子で貸し付ける格式で政策的な一環	沿岸漁業改善資金と林業・木材産業改善資金は、直接貸付に加えて転貸制度が導入されているが、沿岸漁業改善資金のみ転貸制度を認められない理由を明確にされたい。 青森県第1次回答のご指摘について、都道府県の直接貸付制度を廃止し、転貸貸付制度のみとした場合には該当するが、今回の提案は漁業者がいずれかの貸付方法を選択できるようにすることが適当であり、修正には当たらない。 山口県の沿岸漁業改善資金の実績がゼロいとの御指摘であるが、転貸制度の導入により特別会計に造成した資金の活用につながるものと考え支援策としたものである。また、貸付実績の多い共同提案県においても、同様の支障事例があり、制度改正を求める意見があることから、制度改正の必要性はあるものと考える。 現実な信頼の確保という点では、転貸制度に伴う基金協会の保証もキッチリ担保されるものである。また、漁業等に事務の一部を委任することが保証人確保問題の根本的な解決につながるわけではない。 当資金が現状でも大きな役割を果たしていることに異論はないが、制度を見直すことにより、都道府県の直貸資金の活用の幅が広がるとともに、漁業者も自ら的実情に合わせた当資金の利用が可能となるものであると、また、金融機関からの貸付が今後さらに、貸付業者に係る都道府県の事務が軽減され、	有
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上、行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県の平成25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会		北海道、長崎県	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。（国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考える。） ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ることと無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することとはかえって国と都道府県双方の事務の負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用（農地除く）	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上、行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的な支障事例 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（本県の平成25計画策定時には、国協議に5か月を要している）	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現（地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等）が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道	○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。） ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。（H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。）	離島振興法（昭和28年法律第72号）（以下「法」という。）第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。 離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について（依頼）」において都道府県に任意で依頼しているものである。 本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていないことから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。 もより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ることと無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することとはかえって国と都道府県双方の事務の負担を増大させるものとなる。 こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。	-

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （令和3年12月21日閣議決定）抜粋内容 ※平29対応方針1（平27）：内閣府本府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 ※平27対応方針1（平27）：内閣府本府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省 ※平29対応方針1（平29）：内閣府本府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	対応方針の措置（検討）状況			
見解	補足資料					措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
【神奈川県】 2)について、 「『指定利子』については、金融機関任せにせず、従来どおり、関係機関の委員で構成される沿岸漁業改善資金協議会の意見を聞いた上、県が貸付決定を行う。このため融資が行われにくくなるような問題は少ない。 ②従来どおりの連帯保証人も認めており、協会保証は借受者の利息で選択できるようにする。金銭負担が増えても協会保証を希望する者のみに適用する。 3)について、 神奈川県の場合、平成28年度時、平成29年度1件、平成27年度2件の融資実績があり、この他にも連帯保証人が見つからず漁業近代化資金で対応した事例もある。 4)について、 神奈川県としては、大きな証準や貸し倒れ事例は無いものの、借受者の利便性を図るため、選択肢の幅を広げたい。	--	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		但農業改良資金制度では、農業者が自らの創意工夫を活かして、新たな農業部門の経営を開始したり、新たな生産・販売方法を導入したりするための資金として制度が始められた際に、経営資金の貸付金の低金利資格の要件などにおいて、民間金融機関が持つフウハウを活用する観点から、転貸制度が導入された。（なお、現在は都道府県による貸付けはされていない。） また、林業・木材産業改善資金制度では、林業関係の制度金融において他に保証機関による保証制度が活用できる制度資金が措置されていることから、機関保証が活用できる転貸制度が措置されている。 一方で、沿岸漁業改善資金制度では、常時経営が多い沿岸漁業者は省力化等の近代的な漁業技術や安全確保のための施設等の導入が滞りがちであり、このような漁業技術を沿岸漁業に広く普及させ漁業経営の改善を図るためには、地域の漁業関係者を把握している都道府県が、政策的な判断により貸付けの決定を行うことが重要である。このため、都道府県による直接貸付けが適当であり、民間金融機関による転貸を設けていない。 水産庁としては、物的担保についての評価等が容易でないために活用されていないとの「指摘を踏まえ、物的担保の活用状況についても都道府県の実態を把握し、活用事例等について情報共有を図るとともに、担保措置や借主漁業等に対する事務委託等の活用方法について、都道府県からの意見等も踏まえながら、物的担保が活用されるよう検討していきたい。 なお、他の水産関係の制度金融においては、系統資金が措置されており、その借入れに当たっては機関保証の活用が可能となっている。	<平29> 6【農林水産省】 ①沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) （１）沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されない場合等について都道府県に対する調査を平成29年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による利用促進に努める。 （２）沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入等を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <令2> 5【農林水産省】 ①中小企業融資保証法(昭27法340)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の要なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。	（１）通知 （２）法律	（１）平成29年3月10日に水産庁補助金都研に調査を依頼し、その調査結果をとりまとめ、平成29年12月に活用事例等について情報提供を行った。 （２）令和4年4月1日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第113次地方分権一括法案）が2021年通常国会での審議を経て、令和3年5月19日に成立、令和3年5月26日公布。	（１）平成29年3月10日に水産庁補助金都研に調査を依頼し、沿岸漁業改善資金及び民間の地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を発出。 利用状況調査の回答結果のとりまとめを行い、9月に内閣府地方分権改革推進室と情報共有を図った。 また、そのとりまとめ結果を踏まえ、平成29年12月1日に水産庁補助金都研究指導課及び民間の地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等についても情報提供を行い利用の促進を図ったところ。 （２）平成30年12月5日の事務連絡発出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁補助金都研究指導課及び民間の地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を発出。 フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対し取りまとめ結果について情報提供を行った。 令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁補助金都研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を発出。 令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の要なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするとともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨が閣議決定した。 中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第113次地方分権一括法案）を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立、令和3年5月26日「沿岸漁業改善資金助成法施行令等の一部を改正する政令」が閣議決定、令和3年6月4日公布、令和3年10月20日に「沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部を改正する省令」及び令和3年10月29日に「農林水産大臣の指定する地域の指定等に関する告示の一部を改正する告示」が公布、令和4年2月8日に各都道府県沿岸漁業改善資金担当者及び中小漁業融資保証担当者を対象に第113次地方分権一括法による沿岸漁業改善資金制度及び中小漁業融資保証制度の一部改正に伴う説明会を実施、令和4年3月4日に「沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」及び「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号の農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める令等第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件」を公布、令和4年3月8日に「沿岸漁業改善資金制度の取扱いについて」（農林水産事務次官依命通知）、「沿岸漁業改善資金の取扱いについて」（水産庁長官通知）、「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」（農林水産事務次官依命通知）、「沿岸漁業改善資金制度の運営について（水産庁長官通知）の一部改正を通知。				
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	--	--		一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【農林水産省】 （5）離島振興法（昭28法72） 離島振興計画（4条）の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。	--	--		一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。	6【農林水産省】 （5）離島振興法（昭28法72） 離島振興計画（4条）の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 （関係府省：総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	